

農業機械省エネルギー化支援事業

長期的なエネルギー価格の高騰に対応するため、農業者が安定した経営を継続できるよう支援します。

新潟市農林水産部農林政策課

【メニュー①】 遠赤外線(遠赤式)の穀物乾燥機の導入の支援

遠赤外線(遠赤式)の穀物乾燥機の購入費を支援する事業です。

※経営規模の拡大の目標と既存乾燥機からの能力向上が必要です。

※補助上限の範囲内で複数台数の要望が可能です。

○補助対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体

○補助対象経費 遠赤外線(遠赤式)の乾燥機の購入費
※令和5年産の米、大豆の乾燥に活用するもの

○補助率 補助率1/2以内、補助上限額180万円

【メニュー②】 施設園芸における省エネ設備の導入支援

既に設置されている施設園芸用暖房機を省エネ効果が高い設備に代替する事業です。

※対象となる代替暖房機数は、既設と同じ台数かそれ以下となります。

○補助対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体

○補助対象経費 高効率暖房機、ヒートポンプ等の導入に要する経費、設置工事費

○補助率 補助率1/2以内、補助上限額180万円

○施工完了期限 令和5年12月末

【メニュー③】 既存の暖房機のメンテナンス支援

設置済の暖房機の燃費向上につながるメンテナンスを支援する事業です。

○補助対象者 農業者の組織する団体、農業法人(認定農業者、認定新規就農者)

○補助対象経費 ノズル、電磁ポンプ等の交換にかかる資材費及び施工費

○補助率 補助率1/2以内、補助上限額5万円/台

○施工完了期限 令和5年12月末

※1いずれのメニューも令和5年7月1日以降に着工する事業が対象です。

※2 補助対象経費は、消費税を除いた金額です。

※3 要望額が予算を超過した場合、補助率を調整する場合があります。

募集期間

令和5年7月12日(水)まで
(※土日祝など閉庁日を除く)

詳細については区役所農政担当課へお問い合わせください